

鹿児島県事業継続一時支援金 申請要領 (個人事業者向け)

本要領を確認いただき、制度の内容や申請方法等について理解いただいた上で、申請してください。

令和3年7月26日

<問い合わせ先>

鹿児島県事業継続一時支援金給付事業事務局

コールセンター

(電話) 099-201-6202

(受付時間) 平日9:00~17:00

1 支援金の目的

県による飲食店への営業時間短縮要請や県外との往来自粛要請等に伴い、事業収入が大きく減少している県内事業者を支援するため、中小企業、その他法人等（以下「中小法人等」という。）及び個人事業者に対して、事業全般に広く使える支援金を給付します。

2 対象期間及び対象月

2021年5月から6月までを「対象期間」とします。

対象期間において、県による飲食店への営業時間短縮要請や県外との往来自粛要請等に伴い、2019年又は2020年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、任意に選択したひと月を「対象月」とします。

3 給付対象者

次の(1)から(3)までの全ての要件を満たすこととします。

鹿児島県事業継続一時支援金の給付を一度受けた個人事業者は、再度給付を申請することはできません。

(1) 申請日時点において、鹿児島県内に主たる事業所を有する又は納税地を鹿児島県内としている個人事業者であること。

※ 主たる事業所とは、所得税青色申告決算書及び白色申告に係る収支内訳書の「事業所所在地」欄に記載された事業所をいいます。

※ 納税地とは、確定申告書第一表の「住所」欄に記載された住所をいいます。

(2) 対象期間において、県による飲食店への営業時間短縮要請や県外との往来自粛要請等に伴い、2019年又は2020年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること。

※ 事業収入は、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する「確定申告書第一表」における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の考え方によるものとし、2019年及び2020年の年間事業収入は当該欄に記載されるものを用いることとします。

※ ただし、5ページの7-(3)-(7)の※に基づき、市町村民税、特別区民税又は都道府県民税（以下「住民税」という。）の申告書類の控えを用いる場合には、2019年及び2020年の年間事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとします。

※ なお、課税特例措置により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入金額）」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上（収入金額）」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができます。

- (3) 2021年4月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること。

4 不給付要件

次の(1)から(7)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 県が2021年5月10日（月）から6月20日（日）までの間に行った営業時間短縮要請の対象である飲食店を有する者
- (2) 2021年5月及び6月のいずれか又は両方を対象月とした国の月次支援金を受給した者（今後受給する者も含む）
※ 国の月次支援金に申請し、不給付となった場合は給付対象となります。
※ 国の月次支援金の詳細は、4ページの「国の月次支援金について」をご確認ください。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (6) 申請者、使用人その他の従業員又は構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当する又は前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画する者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして事務局又は県が判断する者

※ 県は、月次支援金の県内受給者の調査を実施予定です。

県支援金を受給後に上記の要件に該当することが判明した場合、支援金全額を事務局又は県に返還していただきます。

5 給付額の算定方法

- ※ 給付額については、審査の結果、申請額と異なる場合があります。
- ※ 詳細は、12ページから17ページまでの 算定方法について をご確認ください。

<給付上限額>15万円

<算定方法>

$$S=A-B\times 2$$

S：給付額

A：2019年又は2020年の5月と6月の月間事業収入の合計

（対象月と比較した月が属する年の5月と6月の月間事業収入の合計）

B：対象月の月間事業収入

（2019年又は2020年同月比で事業収入が50%以上減少した月）

- ※ Aは、対象月と同月比較して50%以上の減少率となる月が属する年の5月と6月の月間事業収入の合計になります。

（例：2021年5月と2019年5月を比べて50%以上減少した場合、Aは2019年の5月と6月の月間事業収入の合計が入ります。）

- ※ 給付額算定や事業収入減少率算定の際は、新型コロナウイルス感染症対策として国又は県、市町村から給付された給付金、補助金、協力金等を除いた額で算定します。（例：持続化給付金、持続化補助金（コロナ特別対応型）、雇用調整助成金、鹿児島県事業継続支援金、鹿児島県事業継続緊急支援金、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金 など）

6 留意事項

以下のような鹿児島県事業継続一時支援金の不正受給は犯罪です！！

- ・ 事業実態なし
- ・ 売上の偽装
- ・ 感染症無関係
- ・ その他虚偽の申請

国の持続化給付金では懲役判決の事例もあります。

- (1) 給付要件に該当しない事実や不正等が判明した場合、支援金の不給付決定又は給付決定の取り消しを行います。給付後である場合、申請者は、支援金を返

還するとともに、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金(支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額)を支払うこととなります。

- (2) 事務局や県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じる必要があります。
- (3) 申請内容に不正があった場合など、必要がある際には、支援金の給付を受けた事業者名などの情報を公表することに同意していただく必要があります。
- (4) この支援金は、今後、確定申告に含める必要がありますので、税務上の処理についてはご注意ください。

～国の月次支援金について～

国では、2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、2019年又は2020年同月比で事業収入が50%以上減少した事業者支援金を給付しています。

2021年5月及び6月のいずれか又は両方を対象月とした国の月次支援金を受給した場合は、鹿児島県事業継続一時支援金に申請することはできなくなります。

<主な特徴>

- ・ 2021年4月、5月、6月、7月、8月それぞれを対象月として申請可
- ・ ひと月の申請につき、給付上限額10万円(最大50万円)

次の事業者は、月次支援金の給付対象になり得ます。ご自身が給付対象の事業者にあたるか公式ホームページで確認するか、月次支援金相談窓口へお問い合わせいただき、ご確認ください。

<月次支援金の給付対象となり得る事業者>

- ・ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置実施都道府県(以下「措置地域」という。)内で時短要請等に応じている飲食店と取引がある農業、漁業や食品製造業等の事業者
- ・ 措置地域内の個人顧客に商品、サービスの提供を行っている旅行関連事業者(※)及びその取引先である事業者
- ※飲食事業者(飲食店、喫茶店等)、宿泊事業者(ホテル、旅館等)、旅客運送事業者(タクシー、バス等)、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者、小売事業者(土産物店等)等
- ・ 措置地域内の個人顧客に商品、サービスの提供を行っている事業者(※)

及びその取引先である事業者

※文化・娯楽サービス事業者（映画館，カラオケ等），小売事業者（雑貨店，アパレルショップ等），対人サービス事業者（理容店，美容室，クリーニング店，マッサージ店，整骨院，整体院，エステティックサロン，結婚式場，運転代行業等）

申請方法や給付対象者など詳しくは月次支援金の公式ホームページを確認するか，月次支援金相談窓口へお問い合わせください。

<月次支援金相談窓口>

（電話）0120-211-240

※IP電話等からのお問い合わせ先（通話料がかかります）

03-6629-0479

（受付時間）8：30～19：00（土日・祝日含む全日）

<公式ホームページ>

月次支援金 検索

7 申請書類

**※18ページから27ページまでの 申請書類について を
必ず確認して，必要な書類を提出してください**

- (1) 申請書類送付状
- (2) 鹿児島県事業継続一時支援金交付申請書兼請求書
（様式1-1（基本型），1-2（新規開業特例①），1-3（新規開業特例②），
1-4（新規開業特例③），1-5（季節性収入特例）のいずれか）
- (3) 申請内容を証明する書類等（証拠書類等）
 - (7) 確定申告書類の写し
※対象月と比較した月が属する年（2019年又は2020年）のもの
<青色申告を行っている場合>
 - ・確定申告書第一表の控え
 - ・所得税青色申告決算書の控え（2枚組の書類となっているので，必ず2枚とも提出してください。）
<白色申告を行っている場合>

- ・ 確定申告書第一表の控え
- ・ 収支内訳書の控え

※確定申告の義務がないため、確定申告書類を提出できない事業者は、住民税の申告書類（県民税・市町村民税の申告書類）の控えを確定申告書類の代替として提出してください。

- (イ) 対象月の売上台帳等の写し
- (ウ) 本人確認書類の写し
- (エ) 振込先口座の通帳の写し（申請者本人名義）

(4) 誓約書（様式2）

※ 各種特例を利用される方は、別途書類が必要になる場合があります。各特例のページを必ずご参照ください。

※ その他、審査で必要な書類の提出を事務局から依頼することがあります。

8 申請書類の入手方法

鹿児島県のホームページからダウンロードすることができます。

鹿児島県 事業継続一時支援金 検索

以下の窓口等で書類を受け取ることができます。

- ・ 県庁（1F配架コーナー）、各地域振興局・支庁（離島事務所含む）
- ・ 各市町村
- ・ 県内各商工会議所・商工会
- ・ （公財）かごしま産業支援センター

9 申請方法

簡易書留又はレターパック

（感染拡大防止の観点から、書類の持参による申請は受け付けておりません。）

<宛先>

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番
公社ビル4F 428号

鹿児島県事業継続一時支援金給付事業事務局 宛

- ※ 差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。
- ※ 料金不足が生じないよう発送前に郵便局の窓口等でご確認ください。（料金不足の場合は、返送させていただきます。）

10 申請期間

令和3年7月26日（月）から同年9月7日（火）まで（当日消印有効）

11 申請書類提出後の流れ

申請内容・証拠書類等を確認し、不明な点が発生した場合、申請書類に記載された連絡先へ連絡をさせていただきます。

申請内容に不備等が無ければ、交付確定通知書にて給付額を通知し、指定された振込先口座に振込を行います。

また、支援金を給付しない旨の決定をしたときは、書面により通知します。

12 申請期間特例

国の月次支援金に申請し、不給付となった事業者については、以下の期限まで申請を受け付けます。

令和3年11月1日（月）（必着）

<証拠書類等>

7 申請書類の(1)から(4)までの書類に、次の書類を添えて提出してください。

- ・国の月次支援金の不給付決定通知の写し（2021年5月及び6月の両月分）
 - ※ 2021年5月又は6月のいずれか分のみ申請し、不給付となった場合、交付された不給付決定通知（2021年5月又は6月のいずれか分のみ）を提出してください。
 - ※ 申請を取り下げたことで不給付決定通知が発行されない場合は、申請を取り下げたことがわかる資料を提出してください（例：月次支援金マイページの申請取り下げ及び取り下げ完了画面を印刷したもの）

13 新規開業特例①（2019年又は2020年に開業した個人事業者への特例）

2019年1月から2020年12月までに開業した個人事業者で、対象期間のいずれかの月の事業収入が開業した月から同年12月までの月平均の事業収入と比較して50%以上減少した方は、以下の証拠書類等を提出することで、特例の算定方法の適用を選択することができます。

<証拠書類等>

7 申請書類の「(2) 鹿児島県事業継続一時支援金交付申請書兼請求書」を様式1-2で作成の上、(1)から(4)までの書類に、次の書類を添えて提出してください。

（新規開業を確認できる書類（①又は②））

① 個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し（25ページ参照）

② 個人事業税開業届の控えの写し（26ページ参照）

※ 開業日が2019年1月から2020年12月までのものに限ります。

<算定方法>

$$S=A \div M \times 2 - B \times 2$$

S：給付額

A：開業した年の年間事業収入

M：開業した年の開業後月数

（開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：対象月の月間事業収入

（開業した月から同年12月までの月平均と比べて事業収入が50%以上減少した月）

※ 給付額算定や事業収入減少率算定の際は、新型コロナウイルス感染症対策として国又は県、市町村から給付された給付金、補助金、協力金等を除いた額で算定します。（例：持続化給付金、持続化補助金（コロナ特別対応型）、雇用調整助成金、鹿児島県事業継続支援金、鹿児島県事業継続緊急支援金、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金 など）

※ 算定事例は14ページを参照。

14 新規開業特例②（2020年に開業し、同年中に事業収入がなかった個人事業者への特例）

2020年1月から12月までに開業した個人事業者のうち2020年12月までに事業収入を得ておらず、2021年1月から4月の間に事業収入を得ている者で、対象期間のいずれかの月の事業収入が2021年の1月から4月までの月平均の事業収入と比較して50%以上減少した方は、以下の証拠書類等を提出することで、特例の算定方法の適用を選択することができます。

<証拠書類等>

7 申請書類の「(2) 鹿児島県事業継続一時支援金交付申請書兼請求書」を様式1-3で作成の上、(1)から(4)までの書類に、次の書類を添えて提出してください。

(新規開業を確認できる書類 (①又は②))

- ① 個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し (25ページ参照)
- ② 個人事業税開業届の控えの写し (26ページ参照)

※ 開業日が2020年1月から12月までのものに限りです。

申請内容を証明する書類として、確定申告書類の写しの代わりに、2021年1月から4月までの事業収入を記載して、税理士の確認を受けた収入等申立書(様式5-1)を提出してください。

<算定方法>

$$S = A \div M \times 2 - B \times 2$$

S：給付額

A：2021年の1月から4月までの事業収入の合計

M：4

B：対象月の月間事業収入

(2021年の1月から4月までの月平均と比べて事業収入が50%以上減少した月)

※ 給付額算定や事業収入減少率算定の際は、新型コロナウイルス感染症対策として国又は県、市町村から給付された給付金、補助金、協力金等を除いた額で算定します。(例：持続化給付金、持続化補助金(コロナ特別対応型)、雇用調整助成金、鹿児島県事業継続支援金、鹿児島県事業継続緊急支援金、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金 など)

※ 算定事例は15ページを参照。

15 新規開業特例③（2021年に開業した個人事業者への特例）

2021年1月から4月までに開業した個人事業者で、対象期間のいずれかの月の事業収入が開業月から2021年4月までの月平均の事業収入と比較して50%以上減少した方は、以下の証拠書類等を提出することで、特例の算定方法の適用を選択することができます。

<証拠書類等>

7 申請書類の「(2) 鹿児島県事業継続一時支援金交付申請書兼請求書」を様式1-4で作成の上、(1)から(4)までの書類に、次の書類を添えて提出してください。

（新規開業を確認できる書類（①又は②））

① 個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し（25ページ参照）

② 個人事業税開業届の控えの写し（26ページ参照）

※ 開業日が2021年1月から4月までのものに限りです。

「(3)申請内容を証明する書類等」のうち、「(7)確定申告書類の写し」の代わりに、開業月から2021年4月までの事業収入を記載して、税理士の確認を受けた「収入等申立書」（様式5-1）を提出してください。

<算定方法>

$$S=A \div M \times 2 - B \times 2$$

S：給付額

A：開業月から2021年の4月までの事業収入の合計

M：開業月から2021年の4月までの開業月数

（開業月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：対象月の月間事業収入

（開業した月から2021年4月までの月平均と比べて事業収入が50%以上減少した月）

※ 給付額算定や事業収入減少率算定の際は、新型コロナウイルス感染症対策として国又は県、市町村から給付された給付金、補助金、協力金等を除いた額で算定します。

※ 算定事例は16ページを参照。

16 季節性収入特例（月当たりの事業収入の変動が大きい個人事業者への特例）

月当たりの事業収入の変動が大きい個人事業者で、対象2か月（2021年5月及び同年6月）の事業収入の合計が、基準2か月（「2019年5月及び同年6月」、 「2020年5月及び同年6月」のいずれか）の事業収入の合計と比較して50%以上減少した方は、以下の証拠書類等を提出することで、特例の算定方法の適用を選択することができます。

※ 所得税青色申告決算書を提出しており、月次の事業収入が記載されている場合のみ、この特例を選択することができます。

<証拠書類等>

7 申請書類の「(2) 鹿児島県事業継続一時支援金交付申請書兼請求書」を様式1-5で作成の上、(1)から(4)までの書類を提出してください。

<算定方法>

$$S=A-B$$

S：給付額

A：基準2か月の事業収入の合計

B：対象2か月の事業収入の合計

※ 給付額算定や事業収入減少率算定の際は、新型コロナウイルス感染症対策として国又は県、市町村から給付された給付金、補助金、協力金等を除いた額で算定します。（例：持続化給付金、持続化補助金（コロナ特別対応型）、雇用調整助成金、鹿児島県事業継続支援金、鹿児島県事業継続緊急支援金、鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金 など）

※ 算定事例は17ページを参照。

算定方法について

<基本型>

(青色申告の場合)

例1) 5月を対象月とし、2019年5月と比較した場合

2019年5月及び6月の月間事業収入の合計：90万円…(A)

2019年5月の月間事業収入：40万円

2021年5月の月間事業収入：10万円…(B)

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	50	30	20	60	40	50	40	50	50	40	30	40

2019年5月及び6月の事業収入の合計
40万円 + 50万円 = **90万円**

2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	30	20	10	10	20						

(1) 減少率

$(40万円 - 10万円) \div 40万円 \times 100 = 75\%$ … 給付対象

(2) 給付額

$$S = A - B \times 2$$

S : 給付額 ※上限額：15万円

A : 2019年又は2020年の5月と6月の月間事業収入の合計

※例1の場合は2019年

B : 対象月の月間事業収入

(2019年又は2020年同月比で事業収入が50%以上減少した月)

70万円 = (A)90万円 - (B)10万円 × 2

70万円 > 15万円 (上限額)

(S) 給付額15万円

※ 青色申告を行っている者であって、

- ① 所得税青色申告決算書を提出しない者
- ② 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者
- ③ 相当の事由により当該書類を提出できない者

は、次の白色申告を行っている者等と同様に、2019年又は2020年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

ただし、提出する確定申告書類と同年分に係る収入状況について記載した収入等申立書（様式5-1）を提出することで、2019年又は2020年の月平均の事業収入ではなく、2019年又は2020年同月の月間事業収入と比較することができます。

（白色申告、住民税の申告書類を提出した場合）

例2）6月を対象月とし、2020年の月平均と比較した場合

2020年の年間事業収入：480万円

2020年の月平均の事業収入：480万円/12=40万円

2020年の月平均の事業収入を2倍したもの：40万円×2=80万円・・・(A)

2021年6月の月間事業収入：10万円・・・(B)

※ もともと事業収入のある時期が決まっており、2019年及び2020年の5月と6月に事業収入がない場合は、給付対象外です。

2020年	合計											
	480											
2020年の月平均事業収入 →480万円÷12=40万円												
2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	20	20	40	40	20	10						

(1) 減少率

(40万円-10万円) ÷ 40万円 × 100 = 75% ……給付対象

(2) 給付額

$S = A - B \times 2$ <p>S：給付額 ※上限額：15万円 A：2019年又は2020年の5月と6月の月間事業収入の合計 ※例2の場合は2020年の月平均の事業収入を2倍したもの B：対象月の月間事業収入 (2019年又は2020年同月比で事業収入が50%以上減少した月)</p>
--

60万円 = (A) 80万円 - (B) 10万円 × 2

60万円 > 15万円 (上限額)

(S) 給付額15万円

なお、提出する確定申告書類と同年分に係る収入状況について記載した収入等申立書（様式5-1）を提出することで、2019年又は2020年の月平均の事業収入ではなく、2019年又は2020年同月の月間事業収入と比較することができます。

<新規開業特例①（2019年又は2020年に開業した個人事業者への特例）>

例) 2019年5月に開業，2019年5月を対象月とした場合

2019年の年間事業収入：320万円・・・(A)

開業から2019年12月までの月数：8・・・(M)

2019年の開業後の月平均事業収入：320万円／8月＝40万円

2021年5月の月間事業収入：5万円・・・(B)

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
					0	10	50	70	70	50	40	30	320

開業後の月平均事業収入
→320万円÷8月＝40万円

2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	10	15	20	10	5	10						

(1) 減少率

(40万円－5万円) ÷40万円 × 100＝87.5% ……給付対象

(2) 給付額

$$S = A \div M \times 2 - B \times 2$$

S：給付額 ※上限額：15万円

A：2019年の年間事業収入

M：2019年の開業後月数

(開業した月は，操業日数にかかわらず，1か月とみなす)

B：対象月の月間事業収入

(開業した月から同年12月までの月平均と比べて事業収入が50%以上減少した月)

70万円＝(A) 320万円 ÷ (M) 8 × 2 － (B) 5万円 × 2

70万円 > 15万円 (上限額)

(S) 給付額15万円

<新規開業特例② (2020年に開業し、同年中に事業収入がなかった個人事業者への特例) >

例) 2020年11月に開業届を提出したが、12月まで事業収入なし。

2021年6月を対象月とした場合

2021年1月から4月までの事業収入の合計：100万円・・・(A)

2021年6月の月間事業収入：10万円・・・(B)

2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	10	10	30	50	15	10						

2021年1月～4月の月平均の事業収入

→ (10万円+10万円+30万円+50万円) ÷ 4月 = **25万円**

(1) 減少率

(25万円-10万円) ÷ 25万円 × 100 = 60% ... 給付対象

(2) 給付額

$$S = A \div M \times 2 - B \times 2$$

S : 給付額 ※上限額：15万円

A : 2021年1月から4月までの事業収入の合計

M : 4

B : 対象月の月間事業収入

(2021年1月から4月までの月平均と比べて事業収入が50%以上減少した月)

30万円 = (A) 100万円 ÷ (M) 4月 × 2 - (B) 10万円 × 2

30万円 > 15万円 (上限額)

(S) 給付額15万円

<新規開業特例③（2021年に開業した個人事業者への特例）>

例) 2021年2月に開業。2021年5月を対象月とした場合

2021年2月から4月までの事業収入の合計：90万円・・・(A)

開業から2021年4月までの月数：3

2021年2月から4月までの月平均の事業収入：90万円／3月＝30万円

2021年5月の月間事業収入：10万円・・・(B)

2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		10	30	50	10	20						

2021年2月～4月の月平均の事業収入

→ (10万円+30万円+50万円) ÷ 3月 = **30万円**

(1) 減少率

(30万円－10万円) ÷ 30万円 × 100 = 66.7% ……給付対象

(2) 給付額

$$S = A \div M \times 2 - B \times 2$$

S：給付額 ※上限額：15万円

A：開業月から2021年4月までの事業収入の合計

M：開業から2021年4月までの月数

(開業月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす)

B：対象月の月間事業収入

(開業月から2021年4月までの月平均と比べて事業収入が50%以上減少した月)

$$40万円 = (A) 90万円 \div (M) 3月 \times 2 - (B) 10万円 \times 2$$

40万円 > 15万円 (上限額)

(S) 給付額15万円

<季節性収入特例>

例) 2019年5月及び6月と比較した場合

2019年5月及び6月の事業収入合計：200万円・・・(A)

2021年5月から6月までの事業収入合計：100万円・・・(B)

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
	0	0	5	55	0	200	35	5	0	0	0	0	300

2019年5月～6月の事業収入の合計 0万円+200万円=200万円

2021年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	0	0	0	20	0	100						

2021年5月～6月の事業収入の合計 0万円+100万円=100万円

(1) 減少率

$(200万円 - 100万円) \div 200万円 \times 100 = 50\%$... 給付対象

(2) 給付額

$$S = A - B$$

S：給付額 ※上限額：15万円

A：基準2か月（2019年5月及び同年6月，2020年5月及び同年6月のいずれか）の事業収入の合計

※例の場合は2019年5月及び同年6月の事業収入の合計

B：対象2か月（2021年5月及び同年6月）の事業収入の合計

100万円 = (A) 200万円 - (B) 100万円

100万円 > 15万円（上限額）

(S) 給付額15万円

申請書類について

(1) 申請書類送付状

※ 書類が添付されているか、記載内容に誤りや漏れがないか、ご確認の上、
□にチェック✓を入れて、申請書の先頭に来るように並べてください。

(2) 鹿児島県事業継続一時支援金交付申請書兼請求書

(様式 1-1 (基本型), 1-2 (新規開業特例①),
1-3 (新規開業特例②), 1-4 (新規開業特例③),
1-5 (季節性収入特例) のいずれか)

※ 日付は、実際に記入した日付を記入してください。

※ 手書きをされる方は、必ずボールペンで記入してください。

(3) 申請内容を証明する書類等 (証拠書類等)

※次ページ以降を必ず確認して、必要な書類を提出してください

(ア) 確定申告書類の写し

※対象月と比較した月が属する年 (2019年又は2020年) のもの

＜青色申告を行っている場合＞

- ・確定申告書第一表の控え
- ・所得税青色申告決算書の控え

(2枚組の書類となっているので、必ず2枚とも提出してください。)

＜白色申告を行っている場合＞

- ・確定申告書第一表の控え
- ・収支内訳書の控え

※確定申告の義務がないため、確定申告書類を提出できない事業者は、住民税の申告書類 (県民税・市町村民税の申告書類) の控えを確定申告書類の代替として提出してください。

(イ) 対象月の売上台帳等の写し

(ロ) 本人確認書類の写し

(ハ) 振込先口座の通帳の写し (申請者本人名義)

※ 各種特例を利用される方は、別途書類が必要になる場合があります。各特例のページを必ずご参照ください。

※ その他、審査で必要な書類の提出を事務局から依頼することがあります。

(4) 誓約書 (様式2)

※ 申請者本人が、ボールペンで自署してください。

※ 日付は、実際に記入した日付を記入してください。

(7) 確定申告書類の写し

確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。

〈青色申告を行っている場合〉

【確定申告書類 青色申告 3枚】

- ・ 確定申告書第一表の控えの写し（1枚）
- ・ 所得税青色申告決算書の控えの写し（2枚）
 - 対象月と比較した月が属する年（2019年又は2020年）分を提出してください
 - ※ 少なくとも、確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印（受付日時が印字）されていること。

■ 確定申告書第一表（1枚）

■ 所得税青色申告決算書（2枚）

FA0203

令和〇〇年分所得税青色申告決算書（一般用）

住所	氏名	依頼所
事業所 所在地	電話番号 (日・市)	氏名 (名称)
業種名	届出 番号	電話番号

令和〇〇年〇月〇日 損益計算書（自〇〇月〇〇日空〇〇月〇〇日）

提出用	科目	金額(円)	科目	金額(円)	科目	金額(円)
売上	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	酒類消費	⑮	貸倒引当金	⑳
	消費税(預り)	②	雑消費	⑯	各種引当金	㉑
	売上戻り	③	福利厚生費	⑰	計	㉒
	仕入金額	④	新築費	⑱	専従者給与	㉓
	小計(①+②-③)	⑤	外注工賃	⑲	貸倒引当金	㉔
	戻り金	⑥	料子費	⑳	計	㉕
	差引戻金	⑦	機材費	㉑	青色申告特別控除額	㉖
	差引金額	⑧	貸倒金	㉒	所得金額	㉗
	租税公課	⑨	計	㉓	青色申告特別控除額	㉘
	雑消費	⑩	差引金額	㉔	所得金額	㉙
経費	水道光熱費	⑪	雑費	㉕		
	旅費交通費	⑫	計	㉖		
	通信費	⑬				
	広告宣伝費	⑭				
	接待交際費	⑰				
	損害保険料	⑱				
	修繕費	㉑				
	その他	㉒				
	計	㉓				
	差引金額	㉔				

令和〇〇年分

FA0208

氏名

提出用	月	売上(収入)金額	仕入金額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
計			
うち前年度			

氏名	年齢	従事月数	給料	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
その他(人分)						
計						

氏名	続柄	年齢	従事月数	給料	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
計							

貸倒引当金繰入額の計算	金額
個別評価による本年分繰入額	①
一括評価による本年分繰入額	②
本年分繰入限度額	③
本年分の貸倒引当金繰入額	④
本年分の貸倒引当金繰入額	⑤

青色申告特別控除額の計算	金額
本年分の不動産所得の金額	⑥
青色申告特別控除前の所得金額	⑦
65万円と⑦のいずれか少ない方の金額	⑧
青色申告特別控除額	⑨
上記以外	⑩
10万円と⑩のいずれか少ない方の金額	⑪
の場合	⑫

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の所収にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

〈白色申告を行っている場合〉

【確定申告書類 白色申告 2枚】

- ・ 確定申告書第一表の控えの写し（1枚）
- ・ 収支内訳書の控えの写し（1枚）

→対象月と比較した月が属する年（2019年又は2020年）分を提出してください。

※ 少なくとも、確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（受付日時が印字）されていること。

■ 確定申告書第一表（1枚）

■ 収支内訳書（1枚）

〈e-Taxにより申告を行っている場合〉

受信通知（1枚）に、青色申告の場合は「確定申告書第一表（1枚）」及び「所得税青色申告決算書（2枚）」を、白色申告の場合は「確定申告書第一表（1枚）」及び「収支内訳書の控え（1枚）」を添えて提出してください。

【確定申告書類 e-Tax -青色申告（4枚）、白色申告（3枚）-】

■ 受信通知（1枚）

※ 確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要とします。

※ 申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるもの。

国税電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中

受付システム

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

申告等内容

提出先	[REDACTED] 税務署	
利用者識別番号	[REDACTED]	
氏名又は名称	[REDACTED]	
受付番号	2020020200424-[REDACTED]	
受付日時	2020/02/02 00:42:47	
年分	令和01年分	
種目	所得税及び復興特別所得税	
所得金額	[REDACTED] 円	
第3期分の税額	納める税金	—
	還付される税金	[REDACTED] 円
「所得金額」欄について	所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。	

送信されたデータは、「ダウンロード (XML形式)」ボタンよりダウンロードすることができます。
個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

ダウンロード (XML形式)

送付書

送付書類を提出する場合は、送付書の内容を確認・印刷の上、送付書とともに添付書類をご送付ください。

送付書画面へ

電子申請等証明書交付請求

申請等データの提出先税務署長に対して「電子申請等証明書」の交付を請求することができます。
交付日付は申請データを提出した日付となります。
なお、「送信された申請等データの内容」ボタンからは、申告等内容の「ダウンロード (XML形式)」ボタンと同じファイルがダウンロードできます。

交付請求画面へ

送信された申請等データの内容

国税電子申告・納税システム (e-Tax) の利用についてアンケートを実施しています。
よろしければご協力ください。 [アンケートのページへ](#)

〈確定申告書類 收受日付印または受信通知のいずれも存在しない場合〉

收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知」のいずれも存在しない場合には、次のいずれかの書類等で代替することができます。

① 税務署にて確定申告書類を閲覧し、撮影した写真

※ 收受印の日付や記載されている金額等がわかるよう鮮明に撮影された確定申告書第一表全体の写真

② 提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）と收受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控え（白色申告の場合は、収支内訳書の控え）

■ 納税証明書（その2 所得金額用）（1枚）

納 税 証 明 書
(その2 所得金額用)

住 所 (納税地) 東京都〇〇区△△ □丁目X-X
氏 名 (名 称) 〇〇 〇〇

書類として提出可能な直近年度分の所得金額

年度及び区分	納付すべき税額		納付済額	未納税額	法定納期限等
	申告額	更正・決定後の額			
平成△△年分	VX, XXX, XXX	*****			
	以	下	余	白	

(備考)
○ 証明書発行日現在の所得金額は上記の通りですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局（国税事務所）の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

微管（証明） 第〇〇〇〇〇1号

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇税務署長 〇〇 〇〇

署長印

(イ) 対象月の売上台帳等の写し

対象月の事業収入額がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認めます。

(ウ) 本人確認書類の写し

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・生年月日・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- (1) 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- (2) 個人番号カード（オモテ面のみ）
- (3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
- (5) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）

※ いずれの場合も、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書に記載する住所と同一のものに限ります。

なお、(1)から(5)を保有していない場合は、(6)又は(7)で代替することができるものとします。

- (6) 住民票の写し及びパスポートの両方※パスポートは顔写真の掲載されているページ
- (7) 住民票の写し及び各種健康保険証の両方

(イ) 振込先口座の通帳の写し

申請者名義の口座の通帳の写しとします。

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるよう通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を印刷して提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を印刷して提出してください。

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができませんので、ご注意ください。

申請者名義の口座がないなどやむを得ない事情により、屋号名義の口座を振込先とする場合は、屋号名義の口座の写しとともに、申請者と屋号の関係性がわかるもの（営業許可証の写し、個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し）も提出してください。

(ウ)本人確認書類の写し、(イ)振込先口座の通帳の写しは、鹿児島県事業継続一時支援金添付書類台紙に貼付して、提出してください。

(オ) 個人事業の開業・廃業等届出書又は個人事業税開業届の写し

※ この資料は各種新規開業特例を利用する事業者のみ提出してください。

■ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し

※ 收受印（受付印）が押印されていること。

1 0 4 0	
個人事業の開業・廃業等届出書	
納税地	<input type="checkbox"/> 住所地・ <input type="checkbox"/> 居所地・ <input type="checkbox"/> 事業所等(該当するものを選択してください) (〒 - -) (TEL - - -)
上記以外の 住所・ 事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - -) (TEL - - -)
氏名	生年月日 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 平成
個人番号	※ 個人番号は印字されません。
職 業	フリガナ 番 号

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分 (該当する文字を ○で囲んでくだ さい。)	開業(事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します) 住所 _____ 氏名 _____ 事務所・事業所の(○新設・○増設・○移転・○廃止) 廃業(事由) (事業の引継ぎ(譲渡)による場合は、引き継いだ(譲渡した)先の住所・氏名を記載します) 住所 _____ 氏名 _____																	
所得の種類	<input type="checkbox"/> 不動産所得・ <input type="checkbox"/> 山林所得・ <input type="checkbox"/> 事業(農業)所得(農業の場合…… <input type="checkbox"/> 全部・ <input type="checkbox"/> 一部())																	
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新增設等の日 平成 年 月 日																	
事業所等を 新增設、移転、 廃止した場合	新增設、移転後の所在地 (電話) _____ 移転・廃止前の所在地 _____																	
廃業の事由が法 人の設立に伴う ものである場合	設立法人名 _____ 代表者名 _____ 法人納税地 _____ 設立登記 平成 年 月 日																	
開業・廃業に伴 う届出書の提出 の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめの届出書」 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																	
事業の概要 (できるだけ具体 的に記載します)	_____																	
給与等の支払の 状況	<table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>従事員数</th> <th>給与の定め方</th> <th>税額の有無</th> <th rowspan="4">その他 特異事項</th> </tr> <tr> <td>専従者</td> <td>人</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 有・<input type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>従用人</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 有・<input type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 有・<input type="checkbox"/> 無</td> </tr> </table>	区 分	従事員数	給与の定め方	税額の有無	その他 特異事項	専従者	人		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	従用人			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	計			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
区 分	従事員数	給与の定め方	税額の有無	その他 特異事項														
専従者	人		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無															
従用人			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無															
計			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無															
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の 提出の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 給与支払を開始する年月日 平成 年 月 日																	

関与税理士
(TEL - - -)


整 理 番 号	届出部門 A B C	番号確認	身元確認
01	受付日付印の年月日 年 月 日	確認書類 個人番号カード/通知カード・通知免許証 その他()	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済

■ 個人事業税開業届の写し

※ 收受印（受付印）が押印されていること。

第71号様式(第17条関係)

個人事業税開業(異動)(休業)(廃業)届

 年 月 日 鹿児島県 長 殿	ふりがな 氏 名	印		
	個人番号	┆┆┆┆┆┆	┆┆┆┆┆┆	┆┆┆┆┆┆
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
	住 所	〒		
	電 話 番 号			

届出内容	(いずれかを○で囲んでください。)	開業・異動・休業・廃業年月日 年 月 日		
	開 業 異 動 休 業 廃 業	再開予定年月日 休業の場合で、再開予定日が決まってい るときは、記入してください。 年 月 日		
事務所等の状況	新(現在) 開業又は異動の場合に、現在の 状況を記入してください。	旧 異動、休業又は廃業の場合に、異 動前、休業時又は廃業時の状況 を記入してください。		
名 称 (屋 号)				
事務所又は事業所の所在地	〒	〒		
事務所又は事業所の電話番号				
事業の種類・内容				
その他(支店等)				
個人事業を廃業して法人を設立した場合	ふりがな 法 人 名			
	法人番号	┆┆┆┆┆┆	┆┆┆┆┆┆	┆┆┆┆┆┆
	主たる事務所の所在地	〒		
	電 話 番 号			
	設 立 年 月 日	年 月 日		
備 考				

注1 開業・異動・休業の場合は、当該開業・異動・休業の日から10日以内に提出してください。

(カ) 収入等申立書

対象月と比較する年の1月から12月まで（2021年の場合は4月までで可）の事業収入が記載されており、税理士による署名又は記名押印が必要です。

※ 本書類は、白色申告をした方で対象月の減少率を2019年又は2020年の同月と比較したい方や、新規開業特例②及び③を活用したい方など、必要な方のみ使用してください。

■ 収入等申立書

様式5-1		
鹿児島県事業継続一時支援金収入等申立書（個人事業者向け）		
令和3年 月 日		
鹿児島県事業継続一時支援金給付事業事務局 殿		
2019年又は2020年、2021年の事業収入の額について、以下に記載のある税理士の確認を受けた上で、下記のとおり申し立てます。		
記		
1. 申請者氏名等		
(申請者氏名)		
(申請者住所)	(申請者電話番号)	
2. 2021年5月から6月までのうち、対象とする月		
対象月	※ド롭ダウンリストから選択してください。	
3. 私（申請者）の以下の年の事業による売上（収入）金額は以下の通りです（単位：円）		
年	月	事業による売上（収入）金額
	1	円
	2	円
	3	円
	4	円
	5	円
	6	円
	7	円
	8	円
	9	円
	10	円
	11	円
	12	円
※ド롭ダウンリストから選択してください。 (2019年、2020年、2021年のいずれか)		
※確定申告書類で事業収入を確認できない全ての月の事業収入を一の位まで記載して下さい。		
※確定申告書類で事業収入を確認できない月のうち、事業収入が存在しない月については「0」と記載してください。		
私（税理士）は、申請者が提供した情報に基づき、上記3.の内容を確認しました。		
(税理士の署名又は記名押印)	(事務所名称)	
(事務所住所)	(税理士登録番号)	

鹿児島県事業継続一時支援金の 不正受給は犯罪です！！

国の持続化給付金では懲役判決の事例もあります。

- ・ 事業実態なし
- ・ 売上の偽装
- ・ 感染症無関係
- ・ その他虚偽の申請